

事務局説明資料

2024年10月17日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I	資金移動業に対する現行の規制	2
II	第一回における主なご意見	4
III	資金移動業者の資産保全規制の見直し	7
IV	第一種資金移動業の滞留規制の見直し	15
V	ご議論いただきたい事項	21
VI	参考資料	23

I 資金移動業に対する現行の規制

資金移動業の現行の規制概要

- 送金サービスの多様化やキャッシュレス化の進展を踏まえつつ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意するという考え方の下、2020年の資金決済法改正においては、資金移動業に関し送金額に応じた規制の見直しが行われた。
- 具体的には、従来、資金移動業者が取り扱うことができる送金には、上限額（1件当たり100万円）が設けられていたが、それに加え、1件当たり100万円を超える高額送金を取り扱うことができる類型（高額類型）と1件当たり5万円以下の少額送金を取り扱う類型（少額類型）を設け、送金額に応じて、参入規制や利用者資金の滞留、利用者資金の保全方法等について差異を設けた。

	第一種資金移動業 (高額類型) [認可制]	第二種資金移動業 (従来類型) [登録制]	第三種資金移動業 (少額類型) [登録制]
送金 上限額	上限なし	100万円以下/件	5万円以下/件
利用者資金 の滞留	原則滞留不可 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下
利用者資金 の保全方法	供託/保証/信託で全額保全		左記に代えて 預金管理も可
	営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

Ⅱ 第一回における主なご意見

総論

- 新しいサービスが増え、利用者・事業者双方にとって複雑な規制になっている。双方の予測可能性を高めるため、規制の対象となる事業者、サービスの線引きを可能な限り明確にすべき。
- 保護法益、立法事実を十分に検討し、重要性及び緊急性に鑑み実効性のある対応策を講じるべき。
- キャッシュレス決済の領域は積極的に規制緩和すべきである一方、いわゆる分散型金融の領域は、利用者が既存の伝統的な金融と勘違いして利用し、不利益を被ることがないように、区別して制度のあり方を検討すべき。
- サービスの多様化によりリスクも多様化し、リスクが拡散するスピードも速くなっている。確実な安定性のある社会基盤・金融基盤を作ることが重要。
- キャッシュレスやフィンテックの規制については、消費者保護とイノベーションを阻害しないものとするのが重要。また、適正な規制により利用者保護を図ることは、結果的に事業者の発展にもつながるものである。
- 従来の金融機関は単一的な業務を行っていたが、様々なサービスを提供するようになったという金融の高度化に係る問題であり、利用者から見ても何のサービスを行っているかよくわからない状況。海外においてはリスクベース・アプローチで対応しているのが実態。
- 規制の用いられ方について、我が国においては事業者より規制を回避する方向での議論が行われる傾向が強いが、海外においては、サービスの健全な発展・利用者保護に尽力する事業者を支援し、公正な競争条件を確保するための手段として議論される場合が多いことも踏まえ、我が国においてもこのような観点からの検討が必要。
- 利用者に対する適宜適切な情報提供、時代に即した金融教育及び時代のスピードに負けないような社会全体の金融リテラシー向上にも配慮すべき。

第一回における主なご意見②

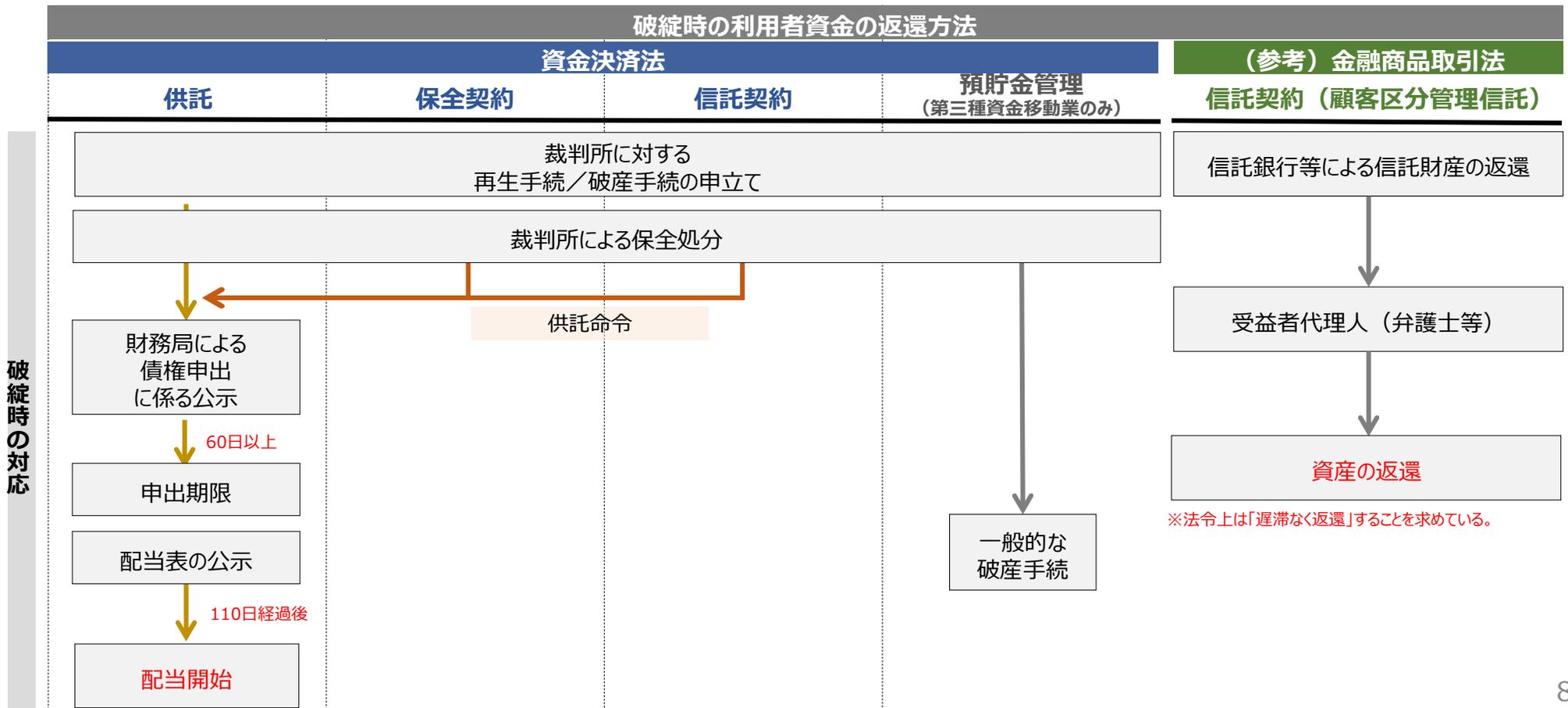
資金移動業者の資産保全規制の見直しについて

- 破綻時の利用者資金の返還について、返還の確実性・安全性を担保しつつ、信託会社等や銀行等から直接返還できる方法を事業者の選択肢を増やす方向で新たに追加することにより、返還に要する期間の短期化を図ることは、利用者保護にも資することから適切である。
- 前払式支払手段については、無記名の商品券もあることから、債権者を特定するために債権申出期間を定めて申し出てもらった上で債権者・債権額を確定の上で配当を行うという手続きが必要との考え方であると承知。資金移動業もこの考え方を参考に還付手続きが定められたと承知しているが、資金移動業では、利用者の本人確認がされていることも踏まえ、金商法と同様に信託会社等から直接返還する方法も選択できるようにすることは合理的であり有用と考える。
- 銀行や信託銀行から直接利用者に対して資金返還を行う方法が、現行の方法と比べて資産保全の程度が劣らないことの説明が必要。
- 返還に要する期間の短期化にあたり、還付の確実性・安全性が損なわれることのないようにすべき。
- 見直しにおいては、現行の手続きにて利用者の利益がどのように保護されているかも踏まえることが必要。また、現行制度では併用可能な複数の保全方法を設けていることを前提に、破綻時には供託手続に一本化して還付する制度となっていることにも考慮が必要。
- 見直しにおいては、実効性を確保するために、手続きや債権者の優先弁済権にも留意すべき。
- 利用者資金を信託会社等や銀行から直接返還する場合、事務負担の増加に伴い還付費用が過度に増えないか、また費用分担について考慮が必要。
- 返還に要する期間を短くすること、信託会社・銀行等が直接返還することに対応できるかどうかについては分けて考えてもいいのではないか。
- 前払式支払手段については、債権者を把握できないため、債権申出期間に申し出てもらう必要があるなど、追加の手続きが必要ではないか。

Ⅲ 資金移動業者の資産保全規制の見直し

資金移動業② 現行の規制（資産保全）

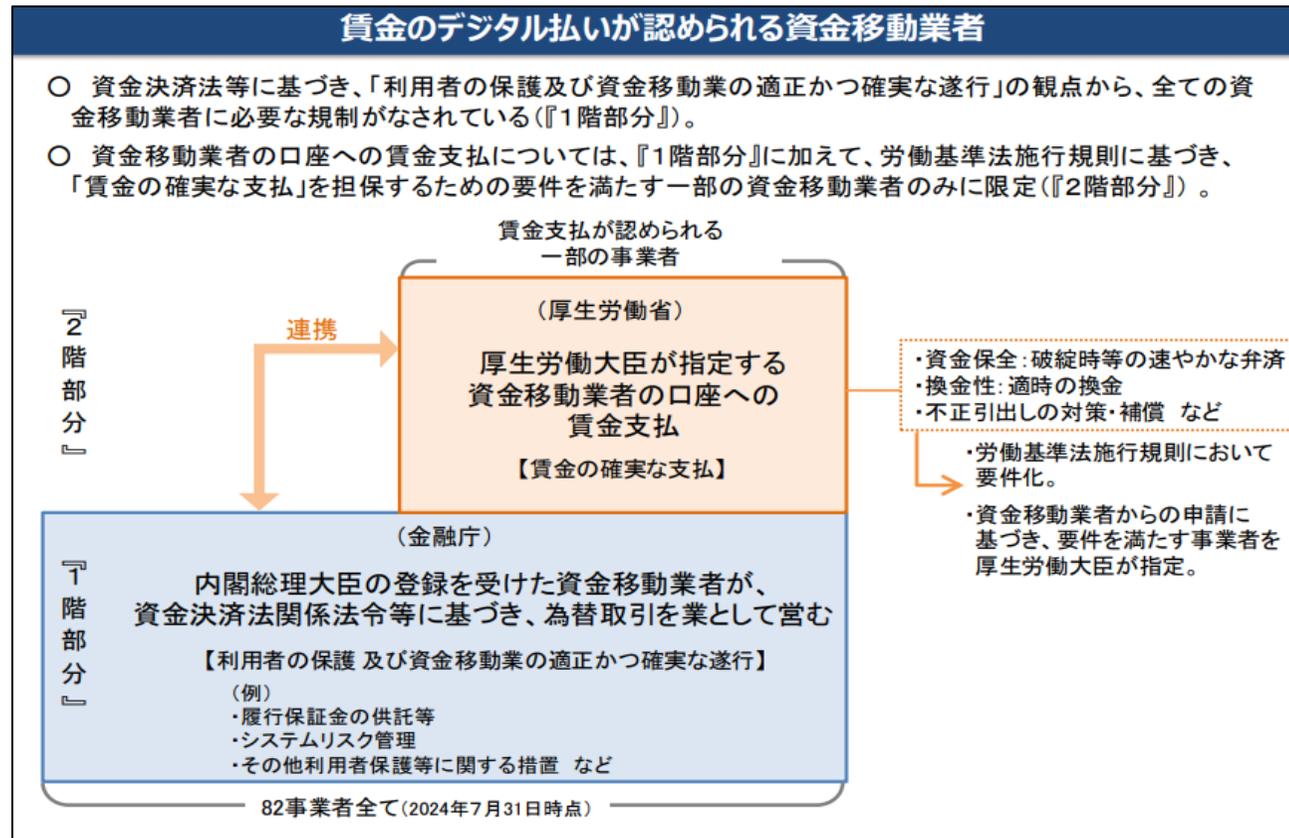
- 資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続きを通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとし、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。
 - これは、少額の利用が想定される中で、利用者に還付手続の費用を負担させることを回避しつつ、資金移動業者が破綻した場合に利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑える必要があることや、倒産隔離を図りつつ、事業者が参入しやすいように配慮するという考え方に基づいたものである。
- ※ なお、前払式支払手段について、基準日未使用残高1000万円超の場合、その2分の1の額の保全を求める点は異なるが、保全方法及び破綻時の返還方法は同様の制度である。



破綻時の対応

(参考) 資金移動業者の口座への賃金支払に関する議論

- 資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）については、賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、資金移動業者の口座への支払を認めるため、2020年8月から2022年9月にかけて労働政策審議会労働条件分科会において議論された上で、労働基準法施行規則の改正が行われた（2023年4月1日施行）。
 - 資金移動業者が賃金のデジタル払いの受け入れ先となるためには、賃金の確実な支払を担保する観点から、破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること等の要件を満たす必要がある（厚生労働大臣が指定）。
- ※ 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」において、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者に弁済を請求してから6営業日以内（労働者からの請求を要さずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内）の弁済を保証することを求めている。



現行の資産保全方法の考え方

○金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009年1月）（抄）

3. 為替取引に関する制度の柔軟化

(2) 資金移動サービス

① 資産保全

為替取引に関する制度を柔軟化し、これまで銀行の独占業務とされていた為替取引を一般事業者が行うことができる制度を設ける場合、一般事業者が行う為替取引（資金移動サービス（仮称））については、**資金移動サービス事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑える必要があると考えられる。**

依頼人が事業者を引き渡し、受取人が資金を受け取るまでの間、事業者に滞留する資金（滞留資金）に相当する金額が全額保全され、倒産隔離が図られれば、利用者は資金が毀損されるおそれがなく、社会的・経済的影響がそれほど大きくないと考えられる。このため、滞留資金が全額保全されることが必要と考えられる。

また、事業者が破綻した場合に保全した資金を利用者に分配するためには費用が生じるため、資金移動の依頼を受けた金額の全額を利用者に引き渡すには、滞留資金額の保全だけでなく、分配費用の確保も考慮する必要があると考えられる。

（中略）

滞留資金が全額保全されることが望ましいが、その保全を完全に図ろうとする場合、滞留資金額のリアルタイムでの把握、滞留資金に相当する額として保全される資産（保全資産）の保全が図られなかった場合のセーフティ・ネットなどの仕組みが必要となるなど、事業者の負担や規制コストが過剰となることも考えられるほか、供託や信託銀行への信託ではキャッシュが必要となり、金融機関等保証では金融機関がどれだけの保証料を求めるかに左右される部分が大きく新たな事業者によるイノベーションは望めなくなるので、新たな資金保全の仕組みを検討すべきとする考え方もある。一方、倒産隔離が図られていなければ、事業者が倒産した場合の資産保全が完全に図られないため、金融機関の保証等で確実に担保すべきとする考え方もある。

このため、**滞留資金額の保全については、倒産隔離を図りつつ、事業者負担を考慮し、供託や金融機関等の保証に加え、信託銀行等への信託を認めるなど、事業者が参入しやすいよう配慮した制度を検討することがイノベーションの促進の観点から必要と考えられる。**

○金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月）（抄）

1. 資金移動業

(1) 利用者資金の保全方法

① 現行規制

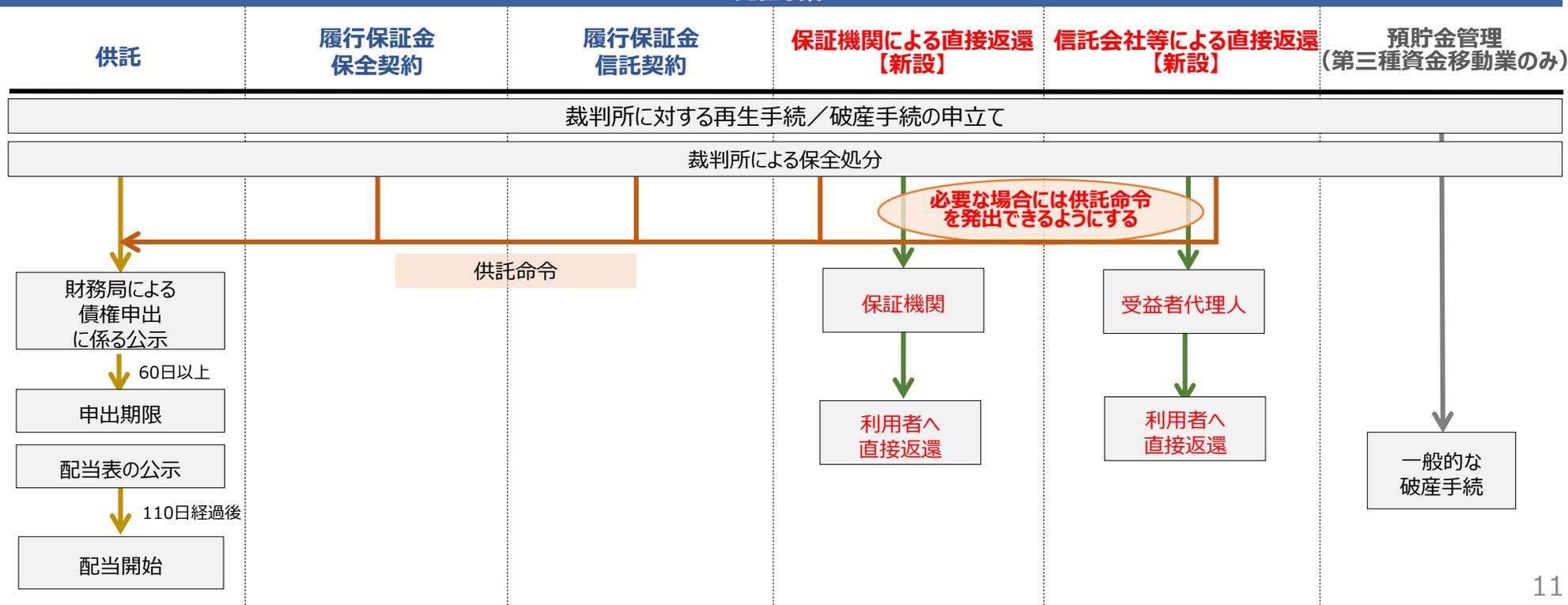
（中略）

資金移動業者による利用者資金の保全に関しては、供託金の取戻し、保全契約における保証枠の減額、信託契約による保全の開始に際して、事前承認が必要とされているなど、他の金融規制と比較しても、当局の関与が多い枠組みとなっている。

保全方法の見直しの方向性（案） 全体像

- 資金移動業は、創設後10年以上が経過する中で、これまで破綻事例はなく、日常生活で幅広く利用され、決済インフラとして定着しつつある。同時に、高額送金を含む多様な送金ニーズに対応する形で、事業者から様々なサービスが提供される中、資金移動業者の破綻時において、利用者に対して迅速かつ確実に資金を返還する必要性が高まっている。
- 更に、金融商品取引業者や貸金のデジタル払いの例の様に、利用者資金の還付手続をより迅速に進めるための実務上のノウハウの蓄積も見られる。
- 上記を踏まえ、既存の資金返還方法に加えて、信託会社等や銀行等から直接返還する方法も認めることが考えられる。なお、新しい返還方法であっても、利用者保護のために必要な場合等には供託命令を発出できるようにすることが考えられる。
- また、新しい返還方法を採用したとしても、保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう健全性に係る基準を満たす銀行等とすること、信託会社等による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等とすることが考えられる。

見直し案



保全方法の見直しの方向性（案） 個別論点・実務上の留意点

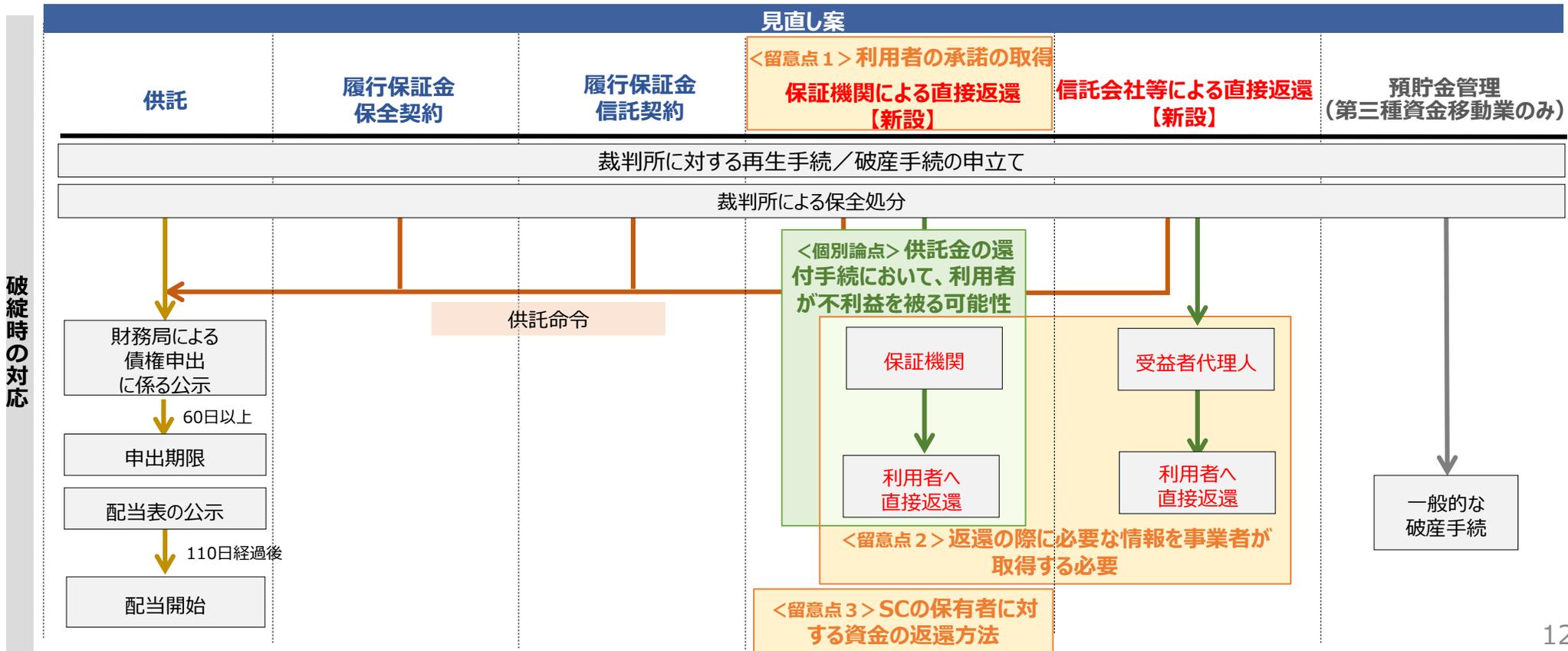
■ 前頁の見直しを行う場合、「供託」と「保証機関による直接返還」を併用する際、保証機関が弁済したときに、供託金の還付手続に保証機関が参加することで、利用者が不利益を被る可能性があるところ、所要の手当を検討することが考えられる。

■ また、実務上の留意点として例えば下記3点が挙げられる。

<留意点1> 「保証機関による直接返還」において、保証契約次第で利用者の承諾取得の必要性があること

<留意点2> 新しい返還方法において、実務上、保証機関や信託会社等が利用者に直接返還するに当たり、事前に新たに返還に必要な情報を取得することが求められる可能性があること

<留意点3> 電子決済手段（SC）を発行する資金移動業者が新しい返還方法の一部を利用する場合における、SCの保有者に対する資金の返還方法など

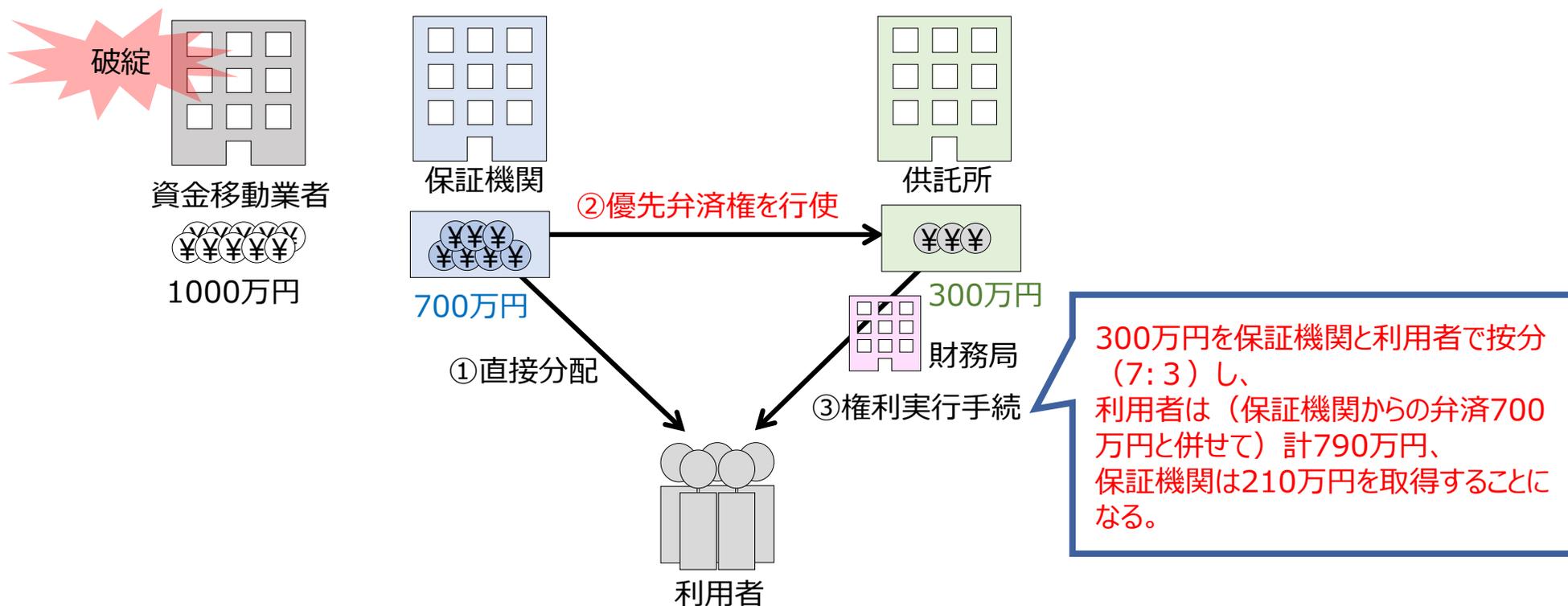


保全方法の見直しの方向性（案） 個別論点

- 資金決済法上の優先弁済権は、「為替取引に関し負担する債務に係る債権者」に帰属するとされ、保証機関が利用者に弁済をし、弁済による代位により「為替取引に関し負担する債務」に係る債権を取得すると、当該優先弁済権も取得すると考えられる。
- 「供託」と「保証機関による直接返還」を併用した場合、保証機関が直接利用者に弁済し、供託金の還付手続に保証機関が参加した結果、利用者と保証機関が、還付手続において、供託金を按分して取得することとなり、利用者に不利益が生じ得る（保証機関においては優先弁済権を取得する必要はない一方で、利用者の優先弁済権が及ぶ金額が減少する）。
- 保証機関が弁済した場合は、資金決済法上の優先弁済権の対象から外すこととする見直しが考えられるか。

返還のイメージ

「供託」と「保証機関による直接返還」を併用する資金移動業者が、1000万円の履行保証金を残して破綻した場合を想定

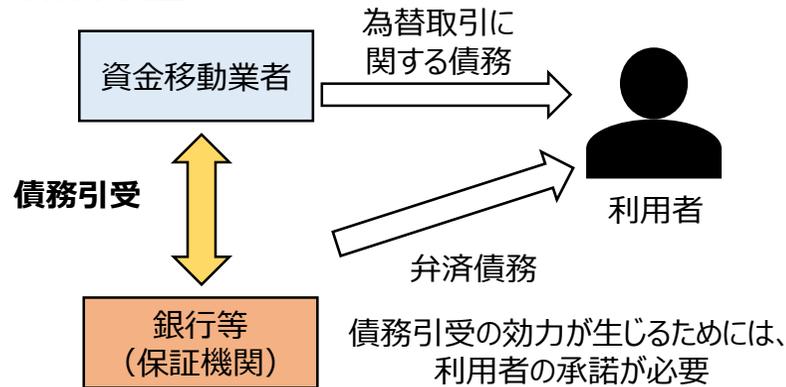


保全方法の見直しの方向性（案） 実務上の留意点 1～3

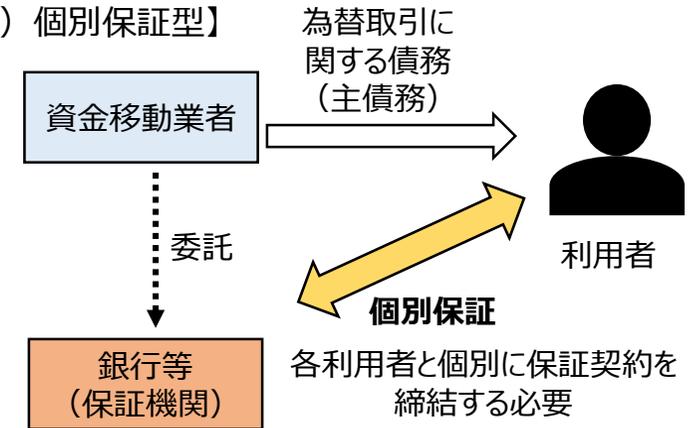
<留意点 1>

- 保証機関から直接利用者に資金を返還する具体的な方法として、下記 2 通りの方法が考えられる。
 - (1) 事前に資金移動業者と保証機関の間にて保証契約（債務引受）を締結した上で、資金移動業者の破綻時において、保証機関が利用者の債務を引き受ける形式【債務引受型】
 - (2) 事前に資金移動業者の利用者と保証機関の間にて保証契約を締結した上で、資金移動業者の破綻時において、保証機関が利用者に対して個別に保証する形式【個別保証型】
- (1) 債務引受型については、当該契約の効力が発生するためには、利用者が保証機関に対して承諾をすることが必要となるため、実務上承諾の取り方について検討が必要である。資金移動業者を通じて承諾を取ることが考えられるか。
- (2) 個別保証型については、各利用者と保証機関との間で、それぞれ個別の保証契約を締結する必要がある。

【(1) 債務引受型】



【(2) 個別保証型】



<留意点 2> 資金移動業者の利用者は犯罪収益移転防止法上、取引時確認として本人確認義務が課せられている。これに加えて、新たな保全方法を採用する事業者は、返還に当たって必要となる口座情報等を、事前に利用者から取得することが必要となる可能性がある。

<留意点 3> SCの所有者について、債務引受型・信託会社等による直接返還については、破綻時のSCの所有者に対する債務引受、またSCの所有者を受益者として返還対象とし得るが、個別保証型については、譲受人と保証機関との間で保証契約がなければ保護することは困難な可能性がある。

IV 第一種資金移動業の滞留規制の見直し

現行の規制（滞留規制）

- 第一種資金移動業を営む資金移動業者については、「高額」送金を取り扱うことになることも踏まえ、破綻した場合に利用者を与える影響や社会的・経済的な影響を極小化するため、利用者資金の滞留について、①具体的な送金指図を伴わない資金は受入不可とする、②運用・技術上必要とされる以上の期間を超えて資金を保持しないこととする、といった厳格な滞留規制を設けた。

【利用者資金の滞留（※）】

第一種資金移動業 (高額類型)

原則滞留不可

資金決済法・資金移動業府令・事務ガイドラインにおいて下記の旨が定められている。

【資金決済法・資金移動業府令】

- ・各利用者に対し、移動する資金の額・資金を移動する日・資金の移動先が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならない。
- ・資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

【事務ガイドライン】

- ・「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいう。
- ・「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合や資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合など、資金移動業者の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。

第二種資金移動業 (従来類型)

滞留可

資金移動業府令において下記の旨が定められている。

【資金移動業府令】

- ・利用者から預かった資金が100万円を超える場合、為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備する必要がある。送金と無関係な資金の利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要がある。
- ・第一種資金移動業と第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者から第二種資金移動業に係る資金を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合に、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じる必要がある。

(※) 資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものであることが必要。

現行の滞留規制の考え方

○金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》
(2019年7月) (抄)

第1章 「決済」法制

2. 基本的な考え方

(1) 資金決済法制定後の実態を踏まえた検討

I 資金移動業

i 送金額に応じた規制

① 第1類型：「高額」送金を取り扱う事業者

(中略)

● 利用者資金の滞留についての制限

資金移動業者が受け入れる利用者資金は、供託等の方法により保全が図られている。しかし、**資金移動業者の破綻時には、預金保険制度が整備されている銀行預金等とは異なり、利用者が資金の返還を受けるまでに時間を要するなど、利用者保護等の観点からのリスクが存在する。**

「高額」送金にあたっては、必然的に、事業者は利用者から「高額」の資金を受け入れることとなる。仮に、その「高額」の資金が事業者に滞留することとなれば、利用者保護等の観点からのリスクは高まると考えられる。

このため、例えば、英国における送金サービス提供者（payment institution）に対する規制も参考にしつつ、利用者資金の滞留について、①具体的な送金指図を伴わない資金は受入不可とする、②運用・技術上必要とされる以上の期間を超えて資金を保持しないこととする、といった制限を設けることが適当であると考えられる。（以下略）

○金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月） (抄)

第1章 決済法制

1. 資金移動業

(2) 送金額に応じた規制の導入

① 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）への対応

(中略)

(イ) 滞留規制

「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合に利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化するため、こうした事業者が受け入れる利用者資金については、厳格な滞留規制を課すことが必要と考えられる。

具体的には、英国の規制を参考に、①具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可とし、②利用者資金は運用・技術上必要な期間を超えて滞留不可とすることが考えられる。「具体的な送金指図」の要件としては、入金時点で、少なくとも、①送金日時、②送金先、③送金額が全て明確に指定されていることが考えられる。また、「運用・技術上必要」な場合としては、①送金先口座に誤りがあった場合、②送金先の金融機関が休業日であった場合等、事業者の努力だけでは滞留を回避することができない、真にやむを得ない場合が考えられる。

なお、こうした滞留規制の趣旨を踏まえれば、他者に送金を行う場合のみならず、他者から送金を受ける場合であっても、利用者の第1類型のアカウントに資金が滞留することは認められないと考えられる。

利用者の利便性等の観点から、現状の滞留規制について、以下のような課題・ニーズが指摘されている。

・企業間送金について

- ✓ 取引先企業等に対して**高額送金を定期的**に実施するニーズがあるところ、現行制度下において第一種資金移動業に係る送金サービスを利用する場合には、送金のタイミングごとに資金拠出が必要となり、利用者にとって負担になっている。

・国際送金について

- ✓ 現行規制では「資金を移動する日」を事前に決める必要があるため、資金移動業者が入金を受け、**利用者が外国為替相場を見つつ有利なタイミングで送金するようなサービスが提供できない。**
- ✓ コルレス先の金融機関の処理状況等に応じて受取人への着金日が変動し得るため、**依頼時点では「資金を移動する日」を特定することが困難。**

・逆為替・取立為替型の資金移動サービスについて

- ✓ 代金回収に用いられるような逆為替・取立為替型の資金移動サービスの場合、サービス依頼時点では、送金人から資金の回収ができる時期が未定であり、従って受取人への送金日も未定とならざるを得ないので、現行の厳格な滞留規制を前提にすると、**第一種資金移動業を営む資金移動業者における逆為替・取立為替の形式による資金移動サービスの提供が困難。**

・第一種・第二種資金移動業を併営する場合に受け入れた資金の取扱いについて

- ✓ **第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合、第二種資金移動業に関して受け入れた資金をそのまま第一種資金移動業に係る資金として用いることができない。**そのため、100万円を超える送金を行う場合、利用者に一度払い出した上で、再度利用者から第一種資金移動業のアカウントに払い込みを受ける必要があり、**利用者にとって煩雑な手続き**となっている。

滞留規制等の見直しの方向性（案）①

滞留規制の趣旨を十分に踏まえつつ、利用者に不便が生じる事態等を回避する観点から、以下の見直しが考えられる。

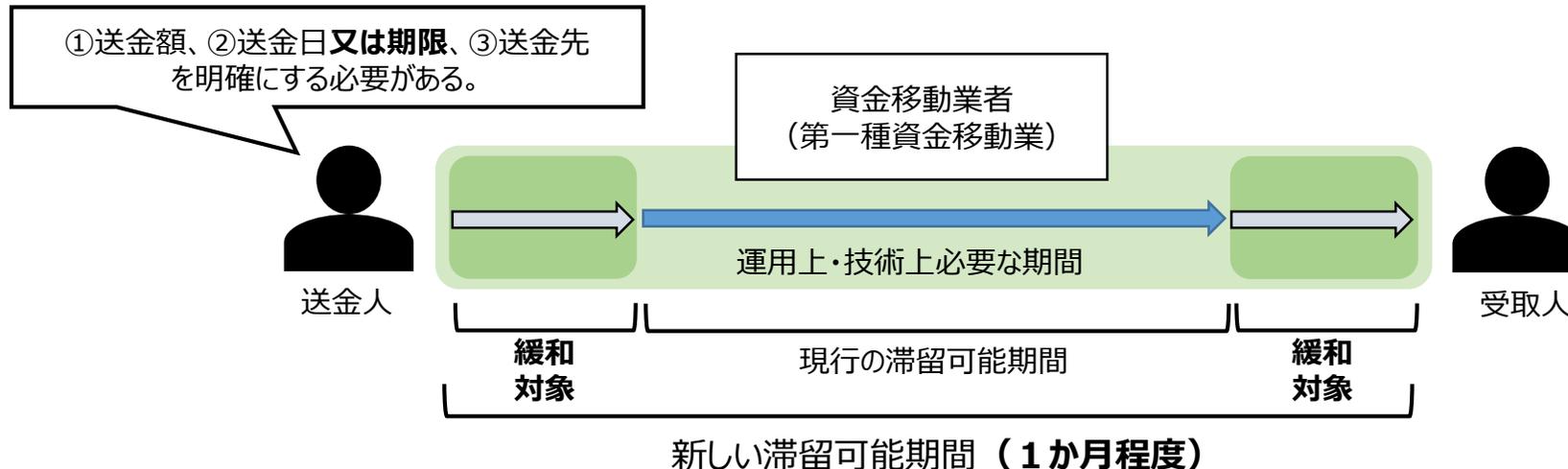
< 1. 一定程度の資金滞留期間の延長の容認 >

- 利用者の事務負担軽減の観点から一定程度の資金滞留期間の延長を容認することが考えられる。一方、徒に期間を延ばせば、銀行等に対する規制との衡平を欠くことになる。「翌月払」の商慣習があることにも鑑み、運用上必要な場合に限り「1か月程度」の滞留を認めることが考えられる。
- この際、現状の滞留規制の趣旨を踏まえることが重要。資金移動業者の破綻時に利用者を与える影響や社会的・経済的な影響を極小化する必要がある中で、破綻時の利用者資金の返還に時間を要する点が、厳格な滞留規制導入の主な理由であったことから、破綻時により迅速に資金の返還が可能な、新たな資産保全方法（保証機関による直接返還等）を採用する資金移動業者のみに上記滞留期間の延長を認めることが考えられる。

< 2. 受任可能な送金依頼の具体性の程度の緩和 >

- 利用者の都合や送金サービスの内容（例えば、逆為替・取立為替型の送金サービス）等によっては、「資金を移動する日」が依頼時点では必ずしも具体的に指定できない場合がある。そのため、資金移動のタイミングについては滞留期間の範囲内で一定の幅を認めることが考えられる。

見直し案

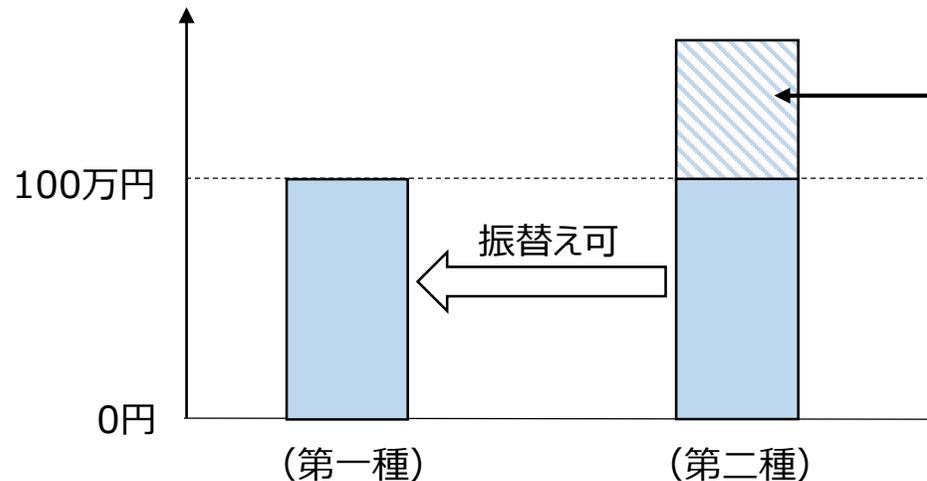


滞留規制等の見直しの方向性（案）②

<3. 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替えの許容>

- 利用者の事務負担を軽減する観点から、滞留規制の見直しに伴い、**第二種資金移動業に係るものとして受け入れた資金の第一種資金移動業に係る資金への振替えを認めることが考えられる。**
- ただし、厳格な滞留規制の趣旨の潜脱を防止する観点は引き続き重要であるから、特に第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者については、第二種資金移動業に係る100万円超の資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられることがないよう、実効性確保に向けた取組みを求めていくことが適当と考えられる。

見直し案



【為替取引に用いられないと認められる利用者の資金を保有しないための措置】

- 100万円を超過しているため、滞留資金を第二種資金移動業に関する為替取引に用いられるものであるかどうかを確認する必要。
- 確認の結果、第二種資金移動業ではなく、第一種資金移動業に関する為替取引に用いることが判明した場合には、滞留は禁止。

V ご議論いただきたい事項

資産保全規制の見直し

- 利用者の利便性確保及び資金移動業者による選択肢を増やす観点から、供託による返還手続や供託命令は残しつつ、信託会社等や銀行等から直接返還する方法についても認めることについてどのように考えるか。
※新しい返還方法を採用する際は、「債務引受型において承諾を取得する必要があること」、「個別保証型において各利用者との間で保証契約を締結する必要があること」、「事前に新たに返還に必要な情報を取得することが求められる可能性がある」などの実務上の留意点を踏まえる必要がある。
- 「供託」と「保証機関による直接返還」を併用した場合において、利用者に不利益が生じうることから、保証機関が弁済による代位を行うときは、資金決済法上の優先弁済権の対象から外すことについてどのように考えるか。
- 前払式支払手段発行者の発行保証金の保全方法については、高額電子移転可能型前払式支払手段でない限り本人確認義務が課されておらず、発行者が債権者を正確に把握することができない。そのため、保証機関や信託会社等が返還手続を行うことについて現実的ではないことから、引き続き国が各利用者に対して還付手続を実施する現行手続により、資金の返還を行うこととしてはどうか。

第一種資金移動業の滞留規制の見直し

- 滞留規制の趣旨を踏まえつつ、利用者の利便性等を考慮し、新たな資産保全方法を採用する第一種資金移動業者に1か月程度の滞留を認めることについてどう考えるか。
- 「資金を移動する日」が依頼時点では必ずしも具体的に指定できない場合等があることから、「資金を移動する日」の他、「資金を移動する期限」の指定も認めることについてどう考えるか。
- 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者について、滞留規制の趣旨の潜脱を防止する措置がなされている前提の下、第二種資金移動業に係る資金の第一種資金移動業に係る資金への振替えを認めることについてどう考えるか。

VI 參考資料

(参考) 送金サービス提供者に対する規制の比較 (国別)

	米国 (NY州) ¹	英国		欧州	シンガポール	
規制対象	マネー・トランスミッター ²	認可ペイメント機関 ³	小規模ペイメント機関 (総送金額 (月平均) が€300万以下) ³	決済サービス事業者 ⁴	大規模決済機関 (総送金額 (月平均) がS\$300万超/サービス) ⁵	標準決済機関 (総送金額 (月平均) がS\$300万以下/サービス) ⁶
滞留規制	ライセンスを持つ事業者の代理店は、契約期間内に送金しなければならない。	顧客からの決済指示に係る運用上及び技術上の理由から必要と考えられる期間に限り保持できる。	顧客からの決済指示に係る運用上及び技術上の理由から必要と考えられる期間に限り保持できる。	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)
顧客資産の保全方法	①保証証券の提出、預金又は証券の預託 及び ②現金や国債等の維持の維持 ※マネー・トランスミッターの破綻時、そのマネー・トランスミッターが銀行以外であり、扱っている金融商品が連邦預金保険公社又は全米信用組合管理局による保険に入っていない場合、州送金保険基金が一定額をカバーする。	①分別管理 又は ②送金額以上をカバーする認可保険会社の保険又は認可保険会社もしくは認可信用機関からの保証 上記①の分別管理を行う場合で、かつ、顧客資産受取の翌営業日終業時点で滞留が認められる場合、 (i) 認可信用機関もしくは中央銀行への預金 又は (ii) 安全な流動資産への投資	(規定なし)	①分別管理 又は ②保険会社の保険又は保険会社もしくは認可信用機関からの保証 顧客資産受取の翌営業日終業時点で滞留が認められる場合、 (i) 信用機関口座への預金 又は (ii) 安全な流動資産への投資	①確約 (undertaking) ②保証 ③信託 又は ④その他別途定める方法 顧客資産の受取りの翌営業日以内に上記を行うことが求められている。	(規定なし)

¹ 連邦法「The Bank Secrecy Act」では資産保全規制は定められていない。

² NY州銀行法「Consolidated Laws of New York Chap.2 Banking」を参照。

³ 「The Payment Services Regulations 2017」を参照。電子マネーを発行する認可電子マネー機関及び小規模電子マネー機関に求められる顧客資産の保全方法は、認可ペイメント機関及び小規模ペイメント機関の規定をそれぞれ準用する。

⁴ 「Payment Services Directive ((EU) 2015/2366) (PSD2)」を参照。電子マネー事業者に求められる顧客資産の保全方法は、①分別管理、②国内法に従った倒産隔離又は③保険会社の保険又は保険会社もしくは認可信用機関からの保証とされており、電子マネーの発行後、5営業日以内に対応しなければならない。なお、決済サービス事業者は総送金額 (月平均) が€300万以下の場合、電子マネー事業者は平均残高電子マネーが€500万以下の場合、それぞれ顧客資産の保全方法を含む多くの規制の適用が除外され得る。

⁵ 「Payment Services Act 2019」を参照。大規模決済機関がeマネー発行サービスを行う場合、顧客資産の保全方法は送金サービスを提供する場合と同じだが、それを顧客資産の受け取り時点で行わなければならない。

⁶ 標準決済機関に対しては顧客資産の保全方法は規定されていないが、その旨を顧客に開示することが求められている。